

函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市の犯罪被害者等を支援することを目的とした函館市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）の制定に向けた検討を行うため、函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 支援団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は，市民部において処理する。

(謝 礼)

第 7 条 委員が委員会の会議に出席したときは，予算の範囲内で謝礼を支給する。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。